

# 青森県報

第二千五百四十号

平成十七年  
十月十二日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………	(市 振 興 町 課 村 ……)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健 康 福 祉 課 ……)	一
生活保護法による介護機関の指定……………	( 同 ……)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	( 同 ……)	二
家畜体内受精卵移植講習会の開催……………	(畜 産 課 ……)	二
公共測量の実施……………	(監 理 課 ……)	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総 務 学 事 課 ……)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県 民 生 活 策 課 ……)	三
右 同……………	( 同 ……)	三
建設業者の許可の取消し……………	(青 森 県 土 整 備 事 務 所 ……)	四
県有地等の売却に係る一般競争入札……………	(警 察 本 部 会 計 課 ……)	四
出先機関		
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ……)	五

## 告 示

青森県告示第七百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字磯谷に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二四三の一、二四四、二七九の二、二七九の三、二八〇の一、二八〇の二三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の地先公有水面埋立地 八〇〇・〇二平方メートル

青森県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	所在地	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
有限会社サワカミ	上北郡東北町旭南一丁目三十一番九七五	居宅療養管理指導	かみきた薬局	上北郡東北町旭南一丁目三十一番九七五	平成二七・七・三

青森県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したため、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一〇の八六五	訪問介護	八戸市売市一丁目二の二八	平成一七・九・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	八戸市大字売市一丁目小侍一五の二	一七・一〇・一
有限会社サワカミ薬局	三沢市下久保三丁目六の五	居宅療養管理指導	上北郡東北町旭南一丁目三一の九七五	一七・八・一
医療法人白鷗会	青森市大字羽白字沢田五の二	認知症対応型共同生活介護	青森市大字羽白字野木和九三の二	一七・九・一
有限会社協栄会	青森市造道三丁目二一の二一	〃	青森市造道三丁目二一の二一	一七・九・一五

青森県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったため、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる事務所の所在地
有限会社あやとり	有限会社三楽会	訪問看護	訪問看護	居宅介護事業者	居宅介護事業所
弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一	弘前市大字浜西二丁目四の一	訪問看護	訪問看護	〃	〃
有限会社あやとり	有限会社あやとり	訪問看護	訪問看護	〃	〃
弘前市大字堅田四丁目一	弘前市大字撫牛子三丁目二〇の一	訪問看護	訪問看護	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第七百八十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催期間  
平成十七年十一月四日から同月二十五日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- 二 開催場所  
青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）
- 三 講習人員及び受講対象者  
十五人以上。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工

授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜  
牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十七年十月二十四日までに所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所轄の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第七百八十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量、路線測量）

三 測量の期間

平成十七年九月八日から平成十八年三月七日まで

四 測量の地域

青森市

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十七年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽雪対策センター

三 代表者の氏名

菊池 啓介

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字城東中央五丁目四の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者世帯を主体に広く一般県民に対して、冬の雪の被害やトラブルから守るための除排雪作業や雪対策を考えた住環境整備事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日  
平成十七年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人IT支援ネットあおもり

三 代表者の氏名  
神尾 文枝

四 主たる事務所の所在地  
青森市長島二丁目四の一七 サンコーボ長島一階

五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者、子供たちへコンピュータやインターネットなどの情報通信技術の習得機会を与える事により、これからのIT時代における情報化社会の活性化に貢献し、豊かで充実した社会の実現に寄与する事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐井建設

二 代表者の氏名 佐井 孝師

三 主たる営業所の所在地 青森市大字金浜字稲田五八の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一五二二六号

五 取消年月日 平成十七年九月三十日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十七年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる物件の売却

物	建	地	土
弘前市大字桜庭字清水流一 二二の六	所在地	宅地	所在地
事務所	種類	延面積	面積
六九・六六平方メートル			

二 予定価格  
十二万四千元

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。）

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

弘前市大字桜庭字清水流一三二の六  
売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成十七年十月二十八日 午前十時三十分

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年十月二十四日午前十時三十分から、弘前市大字桜庭字清水流一三二の六において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線二二五三・二二五四

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令  
第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十月十二日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号 上農水（整工）第三号

2 工事名 指改第五十三号工事

3 工事場所 左岸（十和田市大字滝沢地内）

右岸（三戸郡新郷村大字戸来地内）

4 工 種 土木一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 名 称 上北地方農林水産事務所

2 所在地 十和田市西二番町一〇の二一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十七年八月四日

五 落札者の名称及び住所

三井住友建設・田中建設・田中組特定建設工事共同企業体

東京都新宿区西新宿七丁目五の二五

三井住友建設株式会社

十和田市東一番町二の五〇

田中建設株式会社

十和田市稲生町一三の二

株式会社田中組

六 落札金額

五十八億八千万円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八  
入札の公告を行った日  
平成十七年六月十五日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭